

R6さくら市

緊急経済対策特別資金

制度の概要

◆ご利用いただける方

次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者
- ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税を完納している方
- ・以下のいずれかに該当する方

要件	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット4号を利用する方 ※借換のみ	(2) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット5号を利用する方
適用期間	令和6年6月30日まで	令和6年4月1日～令和6年6月30日 上記期間内で対象業種指定あり
備考	認定窓口：商工観光課	認定窓口：商工観光課

◆融資限度額及び利率等

資金使途	融資限度額	貸付期間	年利率	備考
運転 設備	20,000千円 (新型コロナウイルス感染症対策特別資金と合わせて2,000万円とする)	5年以内	1.0%	据置期間3年以内
		10年以内	1.2%	

◆資金の借り換え

「さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金」と「さくら市緊急経済対策特別資金」の残債分について借り換えを行うことが可能となります。

(一部不可となる場合がありますので、借り換えを行う際はあらかじめ金融機関等へご相談ください。)

◆保証料

融資を受けるためには栃木県信用保証協会の保証が必要となります。
保証料(条件変更分を除く)については、さくら市が全額負担いたします。

お取扱い窓口

◆足利銀行氏家支店(682-2321)

◆烏山信用金庫氏家支店(681-7211)

◆栃木銀行氏家支店(682-2711)

※融資制度に関するお問合せは、市商工観光課(686-6627)、氏家商工会(682-2019)及び喜連川商工会(686-2122)でもお受けしております。